

合 計	3 9	1,803,365,819	98.7	24,462,758	1.3	1,827,828,577	100
	4 0	2,086,035,139	98.7	26,872,416	1.3	2,112,907,555	100
	39年度に比し増減 (同率%)	282,669,320 (115.7)		2,409,658 (109.8)		285,078,978 (115.6)	

(2) 徴収状況

各所別の徴収状況は次表のとおりであり、前年度に比較して総額で271,573,856円(東部128,403,510円、中部42,757,673円、西部100,413,672円)増加(増加率15.1%)している。

このうち現年度課税分は、15.0%、滞納繰越分は29.9%の増加を示している。

各 所 別 の 徴 収 状 況 調 査

所 別	年 度 別	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分		計	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
東 部	3 9	796,508,594	99.7%	2,504,368	0.3%	799,012,962	100%
	4 0	924,228,616	99.7%	3,187,856	0.3%	927,416,472	100%
	39年度に比し増減 (同率%)	127,720,022 (116.1)		683,488 (127.2)		128,403,510 (126.1)	
中 部	3 9	315,395,326	99.6%	1,268,515	0.4%	316,663,841	100%
	4 0	357,547,508	99.5%	1,874,006	0.5%	359,421,514	100%
	39年度に比し増減 (同率%)	42,152,182 (113.3)		605,491 (147.7)		42,757,673 (113.5)	
西 部	3 9	677,002,547	99.1%	6,019,533	0.9%	683,022,082	100%
	4 0	775,777,176	99.0%	7,657,579	1.0%	783,434,755	100%
	39年度に比し増減 (同率%)	98,774,629 (114.6)		1,638,044 (127.2)		100,412,673 (114.7)	

3 9	1,788,906,467	99.5	9,792,418	0.5	1,798,698,885	100
4 0	2,057,553,300	99.4	12,719,441	0.6	2,070,272,741	100
合計	268,646,835 (同率%) (115.0)		2,927,023 (129.9)		271,573,856 (115.1)	

3 収納状況について

(1) 個人県民税を除く各税目別の調定額に対する納期内及び納期後の収納率は、次表のとおりで、納期内は51.4%で前年に比し 1.1%増加し納期後は47.2%で前年に比し 0.9%の減となり、総額において前年度に比し 0.6%とやや低下している。

収 納 率 の 状 況 (単位%)

区 分	納 期 内 収 納 率				納 期 後 収 納 率				合 計			
	東 部	中 部	西 部	計	東 部	中 部	西 部	計	東 部	中 部	西 部	計
県 民 税	69.6	57.6	61.0	65.5	25.5	41.2	38.7	31.5	95.1	98.8	99.7	97.0
法 人 税	69.6	57.6	61.0	65.5	25.5	41.2	38.7	31.5	95.1	98.8	99.7	97.0
事 業 税	69.2	57.4	57.4	64.3	28.1	41.3	42.0	33.7	97.3	98.7	99.4	98.0
法 人 税	69.6	54.0	56.7	64.8	27.7	44.6	43.0	33.3	97.3	98.6	99.7	98.1
個 人 税	61.3	66.4	60.2	61.7	35.7	32.6	38.0	36.0	97.0	99.0	98.2	97.7
不 動 産 取 得 税	60.1	52.0	42.5	50.3	39.9	47.8	52.3	47.3	100.0	99.8	99.8	97.6
娯 楽 施 設 利 用 税	69.8	35.6	80.1	70.7	30.1	64.2	19.8	29.2	99.9	99.8	99.9	99.9
料 理 飲 食 等 消 費 税	65.7	58.9	50.5	57.4	34.1	40.2	47.4	41.4	99.8	99.1	97.9	98.8
自 動 車 税	50.6	56.4	53.2	52.9	49.3	42.7	45.0	46.2	99.9	99.1	98.2	99.1
狩 猟 区 免 許 税	70.7	68.7	28.0	58.1	18.0	16.5	38.8	23.3	88.7	95.2	66.8	81.4
狩 猟 区 免 許 税	33.3	71.4	50.0	50.0	66.7	28.6	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
狩 猟 区 免 許 税	-	-	100.0	100.0	-	-	0	-	-	-	100.0	100.0
狩 猟 区 免 許 税	11.4	10.1	7.8	9.7	88.6	89.9	92.2	90.3	100.0	100.0	100.0	100.0

計	57.0	48.6	45.9	51.4	41.2	50.5	52.8	47.2	98.2	99.1	98.7	98.6
(参照) 昭和39年度	48.5	50.5	52.2	50.3	50.4	48.3	45.3	48.1	99.8	98.8	97.5	99.2

(2) 個人県民税の収納状況は、次表のとおりで、市町村から県税事務所に払い込まれる法定期日(翌月10日)までの納期内収納率は20.6%で前年に比し6.4%低下し納期後は74.9%で前年に比し7.8%増加している。合計95.5%で前年に比し1.4%の向上を示しているが、他の税目と比べると低い。

個 人 県 民 税 収 納 状 況

区 分	東 部	中 部	西 部	計
調 定 額	現 年 課 税 滞 納 額 計(A)	現 年 課 税 滞 納 額 計(B)	現 年 課 税 滞 納 額 計(C)	現 年 課 税 滞 納 額 計(D)
	155,550,620 6,071,987 161,622,607	66,422,657 1,552,059 67,974,716	155,633,743 8,642,574 164,276,317	377,607,020 16,266,620 393,873,640
收 入	現 年 課 税 滞 納 額 計(B)	現 年 課 税 滞 納 額 計(C)	現 年 課 税 滞 納 額 計(D)	現 年 課 税 滞 納 額 計(E)
	35,693,306 0 35,693,306	30,047,500 0 30,047,500	15,288,605 0 15,288,605	81,029,411 0 81,029,411
法定納期後	現 年 課 税 滞 納 額 計(C)	現 年 課 税 滞 納 額 計(D)	現 年 課 税 滞 納 額 計(E)	現 年 課 税 滞 納 額 計(F)
	116,183,448 3,011,476 119,194,924	35,185,700 797,442 35,983,142	136,737,869 3,118,685 139,856,552	288,107,017 6,927,601 295,034,618
合 計	151,876,754 3,011,476 154,888,230	65,235,200 797,442 66,030,642	152,026,474 3,118,685 155,145,157	369,136,428 6,927,601 376,064,029
	73.7%	52.9%	85.1%	74.9%
	95.8%	97.1%	94.4%	95.5%

不 納 欠	損 額	245,592		
未 済 額	現 年 課 税 滞 納 額 計	3,673,866 2,814,919 6,488,785	18,861	1,172,101
			907,648	8,470,475
			3,607,152	8,167,055
			4,616,360	16,637,510
			8,223,512	
			1,925,213	

4 滞納繰越の整理について

滞納繰越分の整理状況は、次表のとおり、各所とす鋭意これが整理に努めた結果徴収率は47.3%となり、前年に比し7.3%の増加となっている。

滞 納 繰 越 の 整 理 状 況

(単位円)

所 別	繰越額	収入済額	不 損 納 額	収 入 額	収 入 率	
					40年度	39年度
東 部	6,871,068	3,187,856	443,589	3,239,623	46.4%	38.2%
中 部	3,574,969	1,874,006	445,401	1,255,562	52.4%	43.5%
西 部	16,424,778	7,655,978	1,605,113	7,163,687	55.4%	40.2%
計	26,870,815	12,717,840	2,494,103	11,658,872	47.3%	40.0%

5 収入未済額の整理について

県税の収入未済額は、40,012,453円で前年に比し12,708,112円増加となっており、このうち個人県民税は16,637,510円で全体の41.6%である。直接県税事務所で取扱ったものは58.4%で、23,374,943円となっている。個人県民税を除く収入未済額の整理内容は、次表のとおりである。

収入未済額の整理状況

(単位円)

区 分	東 部	中 部	西 部	計	構成 比	考 備
財産差押額	171,499	609,293	3,953,162	4,733,954	20.3%	
換価猶予額	—	—	—	—	—	
滞納処分停止額	285,120	160,515	775,024	1,220,659	5.2%	
徴収猶予額	12,250,950	566,350	230,660	13,047,960	55.8%	
徴収嘱託額	60,380	144,740	310,210	515,330	2.2%	
交付要求額	—	9,680	17,370	27,050	0.1%	
滞納処分停止額	—	74,914	—	74,914	0.3%	
見込額	—	—	—	—	—	
分納誓約額	—	—	—	—	—	
整理未済額	1,019,710	525,463	2,209,903	3,755,076	16.1%	国税に審査請求中のもの1,016,610円(東部)
小 計	13,787,659	2,090,955	7,496,329	23,374,943	100.0%	
個人県民税額	6,488,785	1,925,213	8,223,512	16,637,510		
合 計	20,276,444	4,016,168	15,719,841	40,012,453		

6 調定収入の状況について

各県税事務所ごとの税目別調定収入の状況は次表のとおりである。

別 税 目 別 調 定 収 入 一 覧 表  
(単位 円)

税 目	調 定 年 度 別	東 部	中 部	西 部	計	
						収入別
法人県民税	調定	39	47,890,390	10,692,490	33,934,540	92,517,420
		40	55,788,590	10,795,580	31,502,170	98,086,340
	収入	増減	7,898,200	103,090	△ 2,432,370	5,568,920
		39	47,840,370	10,617,400	33,753,361	92,231,331
	40	53,046,690	10,667,940	31,464,600	95,179,230	
		増減	5,186,320	50,340	△ 2,288,761	2,947,899
個人県民税	調定	39	115,892,265	48,377,510	114,939,430	279,209,205
		40	155,550,620	66,422,657	155,633,745	377,607,020
	収入	増減	39,658,355	18,045,147	40,694,313	98,397,815
		39	112,331,384	47,433,782	110,647,084	270,412,250
	40	151,876,754	65,233,200	152,026,474	369,136,428	
		増減	39,545,370	17,799,418	41,379,390	98,724,178
法人事業税	調定	39	314,298,510	56,023,240	144,705,930	515,027,680
		40	349,767,300	49,865,240	142,259,480	541,892,020
	収入	増減	35,468,790	△ 6,158,000	△ 2,446,450	26,864,340
		39	314,172,300	55,563,900	143,299,680	513,035,880
	40	340,257,680	49,180,290	142,078,760	551,516,730	
		増減	26,085,380	△ 6,383,610	△ 1,220,920	18,480,850

個人事業税	調 定	39	40	増減	12,520,680	30,344,630	79,225,370
個人事業税	39	36,334,170	41,102,260	4,768,090	2,891,390	2,417,000	10,050,590
	40	40,026,420	40,026,420	0	15,374,550	32,502,250	87,903,220
	増減	3,692,250	0	3,692,250	2,861,370	2,402,210	8,955,830
不動産取得税	39	25,746,530	34,519,280	8,772,750	15,141,510	44,659,670	85,527,710
	40	34,519,280	34,519,280	0	23,580,860	48,486,560	106,586,700
	増減	8,772,750	0	8,772,750	8,439,350	3,846,890	21,058,990
娯楽施設利用税	39	5,767,755	6,401,439	633,684	2,655,039	8,806,505	17,229,299
	40	6,401,439	6,401,439	0	3,761,461	14,457,400	24,620,300
	増減	633,684	0	633,684	1,106,422	5,650,895	7,391,001
料理飲食等消費税	39	83,728,697	98,380,930	14,652,233	88,735,270	116,070,769	288,534,736
	40	98,380,930	98,380,930	0	99,306,002	137,877,342	335,534,274
	増減	14,652,233	0	14,652,233	10,570,732	21,806,573	47,029,538

税 区 税	収入		増減		収入		増減		収入		増減	
	調定	増減	収入	増減	収入	増減	収入	増減	収入	増減	収入	増減
自動車税	39	40	54,199,550	67,458,225	31,276,510	53,308,150	138,784,210	173,045,130	52,890,530	67,615,801	138,224,700	172,234,619
	39	40	54,168,950	67,446,045	31,165,220	68,195,025	138,224,700	172,234,619	52,890,530	67,615,801	138,224,700	172,234,619
	39	40	54,168,950	67,446,045	31,165,220	68,195,025	138,224,700	172,234,619	52,890,530	67,615,801	138,224,700	172,234,619
	39	40	54,168,950	67,446,045	31,165,220	68,195,025	138,224,700	172,234,619	52,890,530	67,615,801	138,224,700	172,234,619
敏 区 税	39	40	2,520,760	1,709,370	1,982,590	667,090	5,170,440	3,976,720	882,900	1,384,450	5,170,440	3,976,720
	39	40	2,520,760	1,709,370	1,982,590	667,090	5,170,440	3,976,720	882,900	1,384,450	5,170,440	3,976,720
	39	40	2,520,760	1,709,370	1,982,590	667,090	5,170,440	3,976,720	882,900	1,384,450	5,170,440	3,976,720
	39	40	2,520,760	1,709,370	1,982,590	667,090	5,170,440	3,976,720	882,900	1,384,450	5,170,440	3,976,720
狩猟免許課税	39	40	4,800	7,200	4,000	6,400	12,800	19,200	4,000	6,400	12,800	19,200
	39	40	4,800	7,200	4,000	6,400	12,800	19,200	4,000	6,400	12,800	19,200
	39	40	4,800	7,200	4,000	6,400	12,800	19,200	4,000	6,400	12,800	19,200
	39	40	4,800	7,200	4,000	6,400	12,800	19,200	4,000	6,400	12,800	19,200
合計	39	40	807,073,199	948,140,825	320,428,133	363,883,083	700,327,245	827,828,577	26,394,800	19,855,610	26,394,800	19,855,610
	39	40	807,073,199	948,140,825	320,428,133	363,883,083	700,327,245	827,828,577	26,394,800	19,855,610	26,394,800	19,855,610
	39	40	807,073,199	948,140,825	320,428,133	363,883,083	700,327,245	827,828,577	26,394,800	19,855,610	26,394,800	19,855,610
	39	40	807,073,199	948,140,825	320,428,133	363,883,083	700,327,245	827,828,577	26,394,800	19,855,610	26,394,800	19,855,610

収入	39	799,012,962	316,653,841	683,022,082	1,798,698,885
増減	40	927,416,472	359,421,514	783,444,755	2,070,272,741
		128,403,510	42,757,673	100,412,673	271,573,856

7 自動車税の証紙徴収について

地方税法の一部改正に伴い、自動車税が一部証紙徴収の方法により取扱われることとなり、東部県税事務所において申告書の受付事務を集中的に管理しており、これが取扱状況は次のとおりである。

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
台数	734	595	670	676	696	651
税額	3,982,610	2,438,210	2,127,110	1,430,960	729,180	4,290,910

月別	10月	11月	12月	1月	2月	3月
台数	706	679	686	514	697	610
金額	5,783,820	2,950,760	2,304,280	1,061,990	800,080	0

月別	計
台数	7,304
金額	25,879,910

8 留意事項

(1) 個人県民税にかかる市町村よりの賦課徴収状況報告及び滞納状況報

告並びに徴収金の払込みについては、前年度指摘したところであるが、依然として遅れているものがあるので、市町村の指導を強力に推進されたい。

(2) 自動車税で、課税留保された事故自動車の処理については各所とも相当努力されているが、なお年度末で115台(東部29台、中部36台、西部50台)となっている。

これが整理につき、陸運事務所と協議の上、職権による登録抹消の措置について検討されたい。

(3) 料理飲食等消費税の特別徴収義務者に対する実態調査については、相当努力された跡が同われるが、万全とはいえない。

旅館、料理店等について、年間1乃至2回程度の実態調査を行ったのみで、特定の月にまとめて課税(更正、決定)がなされているものも見受けられるが適正な措置とは言えない。調査回数を増加して、早期課税(更正、決定)を行うよう配慮されたい。

(4) 法人県民税、法人事業税等で、更正、決定、修正申告のあったもので、指定納期内に本税は納付しているが、延滞金を納付していないものに対し、徴収の措置がなされていない。延滞金を徴収することについて検討されたい。(中部、西部)

(5) 収入未済額については、前述したとおり40,012,453円で、うち県税事務所で賦課徴収したものは、23,374,943円で、全体の58.49%となっており、このうち3,755,076円は整理未済のまま徴収措置がなされていない。財産差押等、債権保全の措置を講ずべきである。

なお、財産差押、徴収猶予等、徴収の手段を講じてあるものでも内容を検討すると予断を許さないものが見受けられる。整理にあたって

は万全を期せられたい。

(6) 納税思想の普及、自主納税の啓蒙については、各所とも鋭意努力されており、個人県民税を除く徴収率は98.6%で、前年度に比し0.6%とやや低下しており、納期内納税については51.4%で、前年度に比し1.1%の増加率を示しているものの決して充分とは言えない。さらに納期内納税の促進に努められたい。

特に納税貯蓄組合による県税の収納状況は低調で、個人県民税、鉱区税、狩猟免許税、固定資産税を除く現年度分県税収納額に対し47.6%であって、このうち納期内納付は42.6%にすぎない。納税貯蓄組合を育成指導し、納期内納税の自主的推進を図られるよう望む。なお、納税貯蓄組合に対する補助金に関し、現行鳥取県納税貯蓄組合規則に不合理と思われる点があるので、改善について検討されたい。

(7) 県税事務所は、料理飲食等消費税の特別徴収義務者に対し適正な課税を図るため、職員をして適宜経費検税を実施しているが、これに要する経費の支出については、「料理飲食等消費税検税実施要領」の定めるところにより職員が一時立替払している。鳥取県会計規則第70条による資金前渡の方法により支払いするよう検討されたい。

(8) 物品購入(印刷物の発注を含む)について、特定業者の見積書を徴し随意契約によっているが、会計規則第136条の「知事が別に定める場合」に該当しないと思われるものが散見されるので、なるべく二人以上から見積書を徴して実施するよう留意されたい。

#### 9 組織運営について

各県税事務所とも、不動産取得税に関する評価、料理飲食等消費税に関する調査、更正、決定等課税事務の促進と県税徴収の確保を図り、税

務事務を推進せしめようとするには、なお職員の適正配置について一層の考慮を要するものがあると認められる。

他に見られないほど広はんな知事権限の委任を受けて、直接県民とながりの深い事務を行使する県税事務にあっては、税務職員としての特別の観点から、さらに検討を加え、効率的人事の運用について配慮されるよう望む。